

訴 状

平成20年 4月 8日

京都地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士 黒 木 理 恵 印

同 河 原 田 幸 子 印

同 上 田 孝 治 印

同 五 條 操 印

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

差止請求事件

訴訟物の価格 金160万円

貼用印紙額 金13,000円

予納郵券 金6,400円

請求の趣旨

- 1 被告は、被告が消費者と金銭消費貸借契約を締結するにあたって、別紙契約条項目録記載1の契約条項等、貸付金の最終弁済期日前に貸付金を全額返済する場合に、借主が、返済する残元金に対し割合的に算出される違約金を負担するとの契約条項の使用を停止せよ。
 - 2 被告は、被告が消費者と金銭消費貸借契約を締結するにあたって、別紙契約条項目録記載2の契約条項等、期限の利益を喪失したことを理由に、借主に、貸付金の残元金全部を直ちに返済すべき義務が発生した場合に、借主が、返済する残元金に対し割合的に算出される違約金を負担するとの契約条項の使用を停止せよ。
 - 3 被告は、下記に該当する条項を含む借用証書の用紙を廃棄せよ。
 - (1) 別紙契約条項目録記載1の契約条項等、貸付金の最終弁済期日前に貸付金を全額返済する場合に、借主が、返済する残元金に対し割合的に算出される違約金を負担するとの契約条項
 - (2) 別紙契約条項目録記載2の契約条項等、期限の利益を喪失したことを理由に、借主に、貸付金の残元金全部を直ちに返済すべき義務が発生した場合に、借主が、返済する残元金に対し割合的に算出される違約金を負担するとの契約条項
 - 4 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決及び第1項乃至第3項について仮執行宣言を求める。

請求の原因

第1 当事者

- 1 原告は、平成19年8月23日に、内閣総理大臣から消費者契約法第13条第3項の規定に基づいて認定された適格消費者団体である（甲1）。
- 2 被告は、京都府下をはじめ滋賀県下等において、消費者を対象とする貸金業を営む事業者である（甲2）。

第2 不当契約条項

1 全額償還に関する違約金規定

被告が、消費者を相手方として金銭消費貸借契約を締結するにあたって使用している借用証書（甲3 以下「本件借用証書」という。）の第11項は、「貸付金の返済期日が到来する前に、貸付金額の全部を償還することができるものとします。この場合は、償還する残元金に対する3パーセントの違約金を負担します。」とした上で、「又、第2項（期限の利益の喪失）により、貸付金の全部を償還する場合も同様とします。」と規定する（以下前者を「本件条項A」後者を「本件条項B」とする。）。

同契約書では、一括返済、元金均等、元利均等、自由返済の4つの返済形式が規定されており、上記条項は、いずれの返済形式にも適用されている。また、被告はその広告においても、自由返済方式をとることをことさらに強調している（甲5の1）。

本件条項Aを、例えば「貸金額100万円、年利12%、貸付の翌日から30日目に期限前返済した場合」を想定して適用すると、借主は、30日間の約定利息金9,863円と早期完済違約金として残元本の3パーセントに相当する3万円を合算した合計金39,863円を支払わなければならないこととなり、この場合、元本に対する利率は年利約46.94パーセントに達する。

ちなみに、金100万円を平成19年4月1日に貸付け、以下の各日に100万円の元金全額を返済した場合の実質年利を返済時期によって比較すると以下のとおりとなる。

貸付額	1,000,000					
利率	12%					
貸付日	H19.4.1					
返済日	H19.4.16	H19.5.1	H19.5.16	H19.5.31	H19.6.15	H19.6.30
日数 ※	15	30	45	60	75	90
利息	4,931	9,863	14,794	19,726	24,657	29,589
手数料	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
利息+手数料	34,931	39,863	44,794	49,726	54,657	59,589
実質年利	79.69%	46.94%	35.54%	29.75%	26.25%	23.90%

※ 貸付日翌日起算

2 本件条項Aが消費者契約法10条に違反すること

(1) 本件条項Aは、(2)および(3)のとおり消費者契約法10条に違反する無効な契約条項である。

(2) 借主の期限の利益の放棄を著しく困難にする規定であること

ア 金銭消費貸借契約においては、たとえ利息が発生する場合であろうとも、期限の利益は借主のために存在する。

注釈民法（旧版）(4)・401頁以下によれば、「法律行為の効力を期限につながらしめていることによって、期限の到来までに当事者の受ける利益を、『期限の利益』という。たとえば、債務に履行期限を附したときは、その期限到来までは弁済を猶予されるという債務者の利益、また、終期附で権利を取得したときは、その期限到来まではその権利を保有することができるという取得者の権利、のごとくである。この利益は、期限の到来によって当事者のうくべき利益とは別のものである。それは、たとえば、期限の到来により、始期附法律行為においては履行の請求をなすことができるにいたる債権者の利益であり、終期附法律行為においては、原状に回復

するという原権利者の利益である。本条は、前者の利益にかんする規定で、期限の利益は債務者がこれを有するものと推定し、その利益を放棄しうることを規定したものである。」としている。

これを元金均等および元利均等の返済方式の金銭消費貸借契約について見れば、借主は各返済期限が到来するまでは弁済を猶予されており、これが債務者である借主の有する期限の利益である。他方、借主は各返済期限ごとに所定の金額を貸主に支払うことになるが、それによって債権者である貸主が所定の金額の支払を受けられるという利益は単なる「期限の到来によって当事者のうくべき利益」でしかなく、「期限の利益」ではない。

この点、注釈民法(4)・403頁においては、「期限の利益が債務者のためにのみ存するものであるならば、たとえ利息附の場合でも、債務者は期限前の弁済時までの利息を附して弁済すれば足り、期限到来時までの利息を附する要はない。判例も、売買代金の弁済につき一定期限と利息を附しているときは、その期限の利益は債務者のために存するものとし、弁済時までの利息支払をもって足る、とする（大判大正7年3月20日）」と指摘され、また、注釈民法（旧版）(4)・402頁によれば、「賃貸借の存続期限は賃借物の返還期限について定めたものであり、それは賃借人の利益のために定めたものと解すべきであって、賃借料の支払期限も、支払期の猶予として支払義務者たる賃借人の利益のために定めたものと解すべきである」とされており、同様の考え方が示されている。

また、被告が用いている借用証書を形式的に見ても、第11項第1文において、借主である債務者が「貸付金の弁済期日が到来する前に、貸付金額の全部を償還することができるものとします。」と明記してある。これは、借主がその判断によって、当初定められた返済方法によらずに早期完済できる形式になっており、借主のみに期限の利益が存在することはここからも明らかである。

とすれば、借主は、民法136条2項に従って一方的に期限の利益を放棄することができる立場にある。

イ 一括返済および自由返済の返済方式では、約定日ごとに利息ないし随意の金額を払いつつ、最終弁済日までに（残）元金を返済すればよいこととされている。つまり、これらの返済方式の場合は、最終弁済日までに（残）元金をまとめて支払うことが借主が履行する債務の内容になっている。

この意味で、借主が最終弁済日までの任意の時期に全額償還すること（＝早期完済）は当初決められたとおりに債務を履行しているだけで何ら約束に違反しておらず、「違約金」などそもそも発生する余地はない。

逆にいえば、貸主は最終弁済日が到来する前であっても借主が元金全額の返還をしてきた場合には、契約の内容上それを受けざるを得ない立場にある。

つまり、このような返済方式の場合、貸金返還債務に関する期限の利益が借主のみにあることは債務の内容そのものからも明らかであり、他方で貸主には何ら期限の利益はないから、借主はやはり民法136条2項に従って一方的に期限の利益を放棄することができるのである。

ウ ところが、本件借用証書によれば、借主は期限の利益を放棄しようとするれば「違約金」名下に金員を支払わなければならない。この結果、例えば最終弁済日が近づいた段階で早期完済をしようとした場合には、最終弁済日まで待つて返済するよりも、違約金を支払わないといけないので総返済額が高くなることもあり、早期完済の意味が全くなくなる（この場合は、早期完済は事実上できないこととなり、借主の期限の利益の放棄が許されないのと同じである。）。また、そのような場合でなくても、早期完済時までの利息とは別に「違約金」を支払わなければならないことは、早期完済のメリットを大きく損ない、借主の期限の利益の放棄にとって大きな障害となる。

エ また、1で述べたとおり、このような違約金規定は、貸付利率や早期完済の時期によっては、実質年利が著しく高額になり、利息制限法や出資法といった刑罰規定を伴う強行法規にも違反することになる。

このように、本件のような違約金規定は、早期完済する意味を全くないもの、あるいは著しく乏しくし、借主の期限の利益の放棄に大きな障害となるものであって、また利息制限法や出資法に違反する法外な高利を借主である消費者に強いることとなるものであるから、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する規定であることは明らかである。

オ したがって、本件違約金規定は、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害する規定であるから、消費者契約法10条により無効な契約条項である。

これに関連して、裁判例においても、金銭消費貸借契約における早期完済手数料の特約は、①特約が適用されると借主が期限の利益を放棄して返済期限前に元金残額を返還しようとする場合、借入日から返還までの期間が短ければ短いほど支払うべき未経過利息は多額となること、②それによって出資法違反の過大な利率になること、③借主は当該特約の存在を知らず、貸主も借主が特約に気づいていないことを知りながらあえて特約の存在を教えなかったことを総合勘案して、「信義誠実の原則に照らして不当な約款であり、公序良俗に反して無効」と判断されている（大阪高判平成8年1月23日）。

カ なお、元金均等および元利均等の返済方式の場合は、返済期間と回数が契約上定められ、それに従って借主が支払うことが当初の契約内容となっている。

このような返済方式における早期完済の場合は、当初定められた時期と異なる時期に返済されたために経過利息の再計算等をする事務手数料が必要となる可能性はあるが、それは、性質上残元金によって増減するもので

はなく、定額かつ低額のものでなければならない。

(3) 実質年利が著しく高利になる規定であること

また、本件条項Aは、以下の観点からも消費者契約法10条に違反する。

ア すなわち、商法514条では、商行為によって生じた債務に関しては、法定利率は年6分とされており、これは、消費者契約法10条前段にいう「公の秩序に関しない規定」に該当し、本件条項Aは同規定に比べ消費者の義務を加重している。

イ 前述（第2，1）のとおり、本件条項Aは、貸付利率や早期完済の時期によっては、実質年利が著しく高額になり、利息制限法や出資法といった刑罰規定を含んだ強行法規にも違反することになる。さらに、被告は、一般消費者に借入れをさせるべく広告する際には、実質年利として15%から29.2%などとしながら、早期完済の場合に違約金が発生することは全く記載していない（甲5の1，2）。早期完済の場合、実質年利はきわめて高率となるにもかかわらずそのようなことは全く知らされておらず、実質年利を偽っていることに他ならない。このような規定を内容とする金銭消費貸借契約は、公序良俗に反し、消費者の利益を一方的に制限するものといえる。

ウ 他方、上限金利に関する利息制限法1条の定めは、消費者契約法11条2項にいう「別段の定め」にあたる。

エ しかし、同法11条2項の適用除外に該当するが故に、法8条ないし10条が当該契約条項に直接適用されないとしても、同法12条3項の差止請求の対象からは除外されないというべきである。

というのも、法11条2項にいう「別段の定め」が優先適用される趣旨は、個別法が当該業種の取引の特性や実情、契約当事者の利益等をも踏まえ、えうえで取引の適正化を図ることを目的として規定されたものであるため、消費者契約を幅広く対象とする消費者契約法の規定と個別法の私法

規定が抵触する場合に、原則として後者を適用したものである（内閣府国民生活局消費者企画課編「逐条解説消費者契約法（新版）」211頁）。その意味で、「別段の定め」とは、取引の実情に応じた消費者契約法4条、8条ないし10条の具体化と位置づけられている。

とすれば、消費者契約法の趣旨の具体化としての「別段の定め」に違反する事業者の事業活動が存在するにも拘わらず、「別段の定め」が存在することをもって、消費者契約法の趣旨に反する契約条項等の差止請求が許されないとの解釈は全く合理性を欠くものである。しかし、無限に存する「別段の定め」をすべて差止請求の対象として明示することは事実上困難である。

それ故、消費者契約法12条3項は、法11条2項にいう「別段の定め」が優先的に適用される契約条項についても差止請求の対象に含め、それが、法8条ないし10条に違反し、かつ、民法及び商法以外の他の法律の規定（すなわち法11条2項にいう「別段の定め」）により契約条項が有効とならない場合に限って、差止請求を認めたものである。

また、法文の文言解釈上も、上記の様に理解するのが合理的と言える。すなわち、法11条2項によって、「別段の定め」がある場合には法8条ないし10条の適用がなく、それ故法12条3項の差止対象に含まれないと解釈するのであれば、同項但書はまったく無意味なことを規定したことになってしまうからである。

この点、国会でも立法担当者は同旨の答弁を行っている（甲6 平成18年4月21日衆議院内閣委員会会議録第4号11頁2段23行）。

○田端委員

「それから、この12条にただし書きがありまして、『民法及び商法以外の他の法律の規定によれば、当該行為を理由として当該消費者契約を取り消すことができないときは、この限りでない。』こういう規定が第1項に

もありますし、また第3項にも同じ趣旨のただし書きがあります。

これは、消費者契約法による取り消し事由となる行為について、民法及び商法以外の他の法律が特別に取り消し事由にならないことを指しているんだ、こう理解していいのかどうかについてお伺いしたいと思います。

○田口国民生活局長

「この法案の第12条第1項ただし書きでございますが、消費者契約法上の不当勧誘行為に該当する行為でありましても、民法商法以外の他の法律、いわゆる個別の業法等におきまして特別に取り消し事由にならないということが規定されている場合は、それは当該業種等の特性を踏まえたものであるということで、本制度における差しとめ請求の対象とはしないとす
る趣旨でございます。

同条の第3項ただし書きの不当契約条項の場合につきましても同様でございます。」

したがって、本件では利息制限法1条の存在は、差止請求権を否定する根拠にはなりえない。

3 本件条項Bが消費者契約法10条に違反すること

- (1) 民法419条は、債務不履行の場合の損害賠償額を法定利率によって定めるとしている。そして、被告と消費者との金銭消費貸借契約における法定利率は年6分である（商法514条）。同規定は消費者契約法10条前段にいう「公の秩序に関しない規定」に該当し、本件条項Bは同規定に比べ消費者の義務を加重している。
- (2) 違約金は利息制限法4条3項により賠償額の予定とみなされる。その結果、借用証書第1項に定められた賠償額の予定である遅延損害金にさらに違約金を付加して「賠償」しなければならない。

したがって、本件条項Bは、実質的に高利の賠償額の予定をしたことにな

る。たとえば、仮に遅延損害金が29.2%であれば、期限の利益喪失の場合の違約金加わることで常に29.2%を超える賠償額の予定をしたことになる。利息制限法4条のみならず、これは出資法5条2項（同項の「利息」には賠償額の予定を含む。1項参照）に違反する契約条項であり、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方向的に害することは明らかである。

(3) なお、利息制限法4条1項の存在をもって、本件差止請求を否定する根拠となり得ないことについては、前項に述べたのと同旨である。

第3 被告が不当契約条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれ

1 訴訟事件の存在

被告が、本件条項A及び本件条項Bと同じ条項を利用した貸付を行い、借主が利息の支払いを1回怠ったことを理由に遅延損害金の支払いを受けるとともに、借主から早期一括返済にあたり違約金名目で残元金に対する3パーセントの金員の支払いを受けた点につき、本件条項Bが利息制限法及び出資法5条2項に違反するかについて、亀岡簡易裁判所は、利息制限法はもとより、出資法5条2項にも違反し、無効と解すべきであると判示した（甲7）。

被告は前記敗訴判決に対して控訴したが、京都地方裁判所は被告による控訴を棄却し（甲8）、最終的に、被告敗訴の判決が確定した（甲9）。

2 消費生活センターが受け付けた相談

原告は、平成20年3月6日付で、福井県消費生活センターに対して、同センターが受け付けた被告に関する相談の件数及び相談事例について照会したところ、同センターは、2007年（平成19年）5月に1件、被告に関する相談を受け付けた旨回答した。

相談の要旨は、相談者は数年前に被告から借金した、返済方法は自由返済とあって金利のみ返済する形態で、元本はほとんど返済していない状況であった、

このままでは返済が終わらないので、親族にお金を借りて一括返済をしようと思ったところ、一括返済違約金として残額の3パーセントを請求すると言われた、3パーセントの違約金を請求することについては、借用書には記載があったが、契約時に口頭の説明はなかったというものである。なお、相談者は、年利約13パーセントで融資を受け、住宅と土地を抵当に入れているということであった（なお、前記情報は、相談者の申出を要約したもので、相談受付機関が申出に係わる事実関係を必ずしも確認したものではない。）。

3 被告が原告からの申入れに何ら対応していないこと

原告は、被告が任意に本件条項A、Bを含む本件借用証書の見直しをする意思の有無を問うため、被告に対し、平成19年12月27日付で「お問い合わせ」（甲10の1）を送付した。同書面は同月28日に被告に到達したが（甲10の2）、被告は、原告からの申入れに対して一切応答しなかった。

さらに、原告は、被告に対し、平成20年2月1日付「申入れ」（甲11の1）をもって、消費者契約法第12条3項に基づき訴訟外の差止請求を行い、同「申入れ」は、平成20年2月2日に被告に到達したが（甲11の2、3）、被告は、前記「申入れ」に対しても、回答、反論など何等の応答もしなかった。

以上より、被告が任意に本件A、Bの使用を停止する意思は認められない。

4 積極的な営業活動

被告は、顧客誘引のため、「あなたの夢もピンチもサポートいたします!!」、
「フリーキャッシング、お電話1本でスピード融資」、「好評！自由返済」などの勧誘文言を記載した広告（甲5の1、2）を新聞紙上に掲載しており、積極的な営業活動を展開している。

5 以上の諸事情に鑑みれば、被告が本件早期完済違約金条項及び本件期限の利益喪失条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれが存することは明らかである。

第4 法41条に基づく事前の請求

- 1 原告は、平成20年3月26日付「申入れ」（甲12の1，4）をもって、消費者契約法第12条3項に基づき、訴訟外の差止請求を行うとともに、同法第41条第1項に基づいて書面による事前の請求を行い、同「申入れ」は、同月27日に被告に到達したが、被告は受領を拒否した（甲12の2，3）。なお、原告は、同月28日付内容証明郵便をもって、同じ内容の書面を再送した（甲13の1）が、同月31日、再び被告はこの受領を拒否した（甲13の2，3）。
- 2 平成20年4月3日の経過をもって、同法41条第1項に基づく書面による事前の請求である「申入れ」書面が到達した日から1週間が経過した。

第5 結語

よって、原告は、被告に対し、消費者契約法12条3項に基づき、請求の趣旨記載のとおり不当な契約条項の使用差止を求めるとともに、当該不当契約条項に基づく消費者契約の申込み又は承諾行為に供された本件借用証書の廃棄を求める。

証拠方法

甲第1号証	適格消費者団体として認定をした旨の通知書
甲第2号証	履歴事項全部証明書（被告）
甲第3号証	借用証書写
甲第4号証の1	領収書兼貸付明細書写
甲第4号証の2	領収証写
甲第5号証の1，2	新聞広告（被告）
甲第6号証	衆議院内閣委員会会議録写（抜粋）
甲第7号証	訴訟事例一審判決書写（亀岡簡易裁判所）

甲第 8 号証	訴訟事例控訴審判決書写（京都地方裁判所）
甲第 9 号証	判決確定証明書
甲第 10 号証の 1	原告「お問い合わせ」控え
甲第 10 号証の 2	同配達証明
甲第 11 号証の 1	原告「申入れ」控え
甲第 11 号証の 2	書留・配達記録郵便物等受領証
甲第 11 号証の 3	書留検索結果
甲第 12 号証の 1	4 1 条による事前の請求書面封書
甲第 12 号証の 2	書留・配達記録郵便物等受領証
甲第 12 号証の 3	書留検索結果
甲第 12 号証の 4	4 1 条による事前の請求書面写
甲第 13 号証の 1	4 1 条による事前の請求書面写
甲第 13 号証の 2	書留・配達記録郵便物等受領証
甲第 13 号証の 3	書留検索結果

付 属 書 類

1	甲号証各写し	各 1 通
2	訴訟委任状	1 通
3	履歴事項全部証明書（但し被告分は甲号証に含む）	2 通

以上

当事者の表示

〒540-6591

大阪府中央区大手前1丁目7番31号

大阪マーチャンダイズ・マートビル1階 大阪府消費生活センター内

原告 特定非営利活動法人消費者支援機構関西

(適格消費者団体)

理事長	榎	彰	徳
理事	北川	善太郎	
同	片山	登志子	
同	千神	國夫	
同	飯田	秀男	
同	野々山	宏	
同	坂東	俊矢	
同	筋	祥子	
同	伊吹	和子	
同	小峰	耕二	
同	前中	みき子	
同	栗原	睦男	
同	三沢	邦子	
同	村山	泰弘	
同	西島	秀向	

〒530-0047

大阪府中央区北浜2丁目5番23号 小寺プラザ7階

片山・黒木・平泉法律事務所

電話 06-6223-1717 FAX 06-6223-1710

原告訴訟代理人弁護士 黒 木 理 恵

〒530-0047

大阪市北区西天満2丁目6番8号 堂島ビルヂング8階821

尾崎総合法律事務所

電話 06-6361-6396 FAX 06-6361-6397

原告訴訟代理人弁護士 河 原 田 幸 子

〒650-0035

神戸市中央区浪花町59番地 神戸朝日ビルディング13階

山根法律事務所

電話 078-391-0502 FAX 078-331-7206

原告訴訟代理人弁護士 上 田 孝 治

〒541-0043

大阪府中央区高麗橋2丁目4番4号公洋ビル7階

五條法律事務所（送達場所）

電話 06-6203-5855 FAX 06-6203-6733

原告訴訟代理人弁護士 五 條 操

〒520-0043

滋賀県大津市中央2丁目5番13号

被 告 ニューファイナンス株式会社

代表者代表取締役 新 井 博 雄

契約条項目録

- 1 「1 1. 貸付金の弁済期日が到来する前に、貸付金額の全部を償還することができるものとします。この場合は、償還する残元金に対する3パーセントの違約金を負担します。又、第2項(期限の利益の喪失)により貸付金の全部を償還する場合も同様とします。」との契約条項のうち、第2文。
- 2 「1 1. 貸付金の弁済期日が到来する前に、貸付金額の全部を償還することができるものとします。この場合は、償還する残元金に対する3パーセントの違約金を負担します。又、第2項(期限の利益の喪失)により貸付金の全部を償還する場合も同様とします。」との契約条項のうち、第3文。